エコ保育所・幼稚園・認定こども園認定要領

（目　的）

第１　この要領は、未就学児の環境に対する豊かな感受性を育成し、環境への関心と

理解を深めることを目的に、取組計画を作成し、園児、保育士、教職員、保護者等

が、協力して環境保全活動に取り組んでいる県内の保育所、幼稚園及び認定こども

園を認定するために必要な事項を定める。

（申　請）

第２　認定を受けようとする保育所、幼稚園又は認定こども園は、認定申込書（様式

第１号）に作成した取組計画書を添付し、知事に提出する。ただし、保育所、市町

立幼稚園及び認定こども園にあっては、市町環境担当課を経由するものとする。

（審　査）

第３　知事は、第２に規定する申込書を受理したときは、次の項目について書類審査

を行う。

（１）環境負荷等の現状把握に関すること

（２）環境負荷の削減目標の設定に関すること

（３）目標達成に向けた、環境保全に関する具体的な活動内容に関すること

（４）実施体制に関すること

（認　定）

第４　知事は、第３の審査で適合と判定された保育所、幼稚園又は認定こども園に対

して、エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定証を交付する。

（その他）

第５　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別

に定める。

附　則

　この要領は、平成２０年１０月１日から施行する。

　附　則

　この要領は、平成２２年５月１日から施行する。

　附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

　附　則

　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

　附　則

　この要領は、令和６年４月１日から施行する。